平成２２年（フ）第３４３９号
福岡市博多区千代２丁目20番３―202号
債務者　石原　義範（旧姓松尾・高田）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４２号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目８番29号
債務者　新誠鋼板こと　白石　裕二
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４３号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目８番29号
債務者　白石　峰子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４４号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目８番29号
債務者　白石　誠也
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６１号
福岡県太宰府市五条２丁目３番１―301号
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９号
福岡市東区舞松原４丁目12番8034号
債務者　瀬里実名子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4678番地10サニープレイス篠栗102号
債務者　西川　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県糸島市香力274番地10
債務者　荻原　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県糸島市香力274番地10
債務者　荻原実木湖
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８号
福岡市中央区輝国２丁目２番12―502号
債務者　本庄　貴子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵723番地13
債務者　大橋美千子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０号
福岡市南区花畑２丁目21番24号
債務者　和田　康子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７号
福岡市博多区板付１丁目12番26―202号
債務者　宇都宮豊喜
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５号
福岡市中央区六本松４丁目６番８号
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８号
福岡県筑紫郡那珂川町道善４丁目15番14号
債務者　小島　亮一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県糸島市二丈吉井4041番地14
債務者　川添　教子（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３号
福岡市早良区有田団地11番205号
債務者　篠原マサヱ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５号
福岡市南区花畑３丁目40番24―310号
債務者　松本　　守
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部